

社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会役員等の報酬、費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は本会の役員、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 報酬支給対象者及び金額は、次のとおりとする。

（1）会長 年額 120,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務に関する会議に出席するときの費用弁償として支給する額は、距離の遠近にかかわらず1会議につき3,000円とする。

(支給方法)

第4条 報酬の支給については年度末とし、費用弁償の支給については、会議開催日とする。

2 年度の中途において就任した役員の報酬は、その月から支給し、年度の中途において退職した場合はその月までを月割りにより算出した額を支給する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（一部改正）